

近世ロンドンの都市財政

—1643/4年度会計簿の分析から—

中野 忠

はじめに

財政の記録は、市参事会や市会の議事録、各種裁判記録などと並んで、多くの都市の文書館でもっとも大量に残されている史料の一つである。中世から近世にかけての都市自治体の性格と機能を明らかにする上で欠くことのできないものでありながら、ごく少数の例外を除いて、この史料が研究者の本格的な分析の対象となることは長い間なかった。だが近年の都市史研究は、この史料にも新たな関心を向けるようになった¹⁾。わが国でも都市財政についての個別研究が少しづつだが蓄積されつつある²⁾。

とはいえ、これまでの研究が対象としてきたのは比較的小さな地方都市である。イギリス社会に占める首都ロンドンの圧倒的重要性にもかかわらず、また近年のロンドン史研究の急速な進展にもかかわらず、その財政の実態解明に関する研究は、イギリスでもまだ十分には果たされていない。ましてやわが国では、ロンドン市の財政を正面から取り上げた研究は皆無といってよい状況にある。

ロンドン市財政の研究には多くの困難が伴う。そもそもその人口の大きさに比例して、ロンドンの財政規模は圧倒的大きく、最大の地方都市のその数十倍にも達する。それに応じて財政機構も複雑に入り組んでおり、何を、あるいはどこまでを固有の「都市財政」

1) イギリスでは1980年代に都市財政に関する史料が相次いで刊行された。例えば、Dobson, R. B (ed.), *York City Chamberlains Account Rolls 1396-1500* (Publications of Surtees Society, 1980); Harrox, R. (ed.), *Select Rentals and Accounts of Medieval Hull, 1293-1528* (Yorkshire Archaeological Society, 1983); Fraser, C. M. (ed.), *Chamberlains Accounts 1508-1511* (Society of Antiquaries of Newcastle upon Tyne, 1987)。

2) 中野忠「近世イギリス地方都市の会計簿と財政」(『比較都市史研究』第5巻、第2、1985)、35-55 (以下、「会計簿」); 同『イギリス近世都市の展開』(創文社、1995)、10章; 小西恵美「キングズリン・コーポレーションの活動」(『三田商学研究』第39巻、第4号、1996)。またイギリス以外の都市財政についての最近の研究としては、藤井美男「中世後期南ネーデルランドにおける君主財政—都市財政との関係をめぐって」(『商経論叢 (九州産業大学)』32巻、1号 (1991)); 花田洋一郎「フランス中世都市の財政と「自治」—プロヴァンの都市会計簿を素材にして」(『社会経済史学』61巻、5号、1995)、同「フランス中世都市制度と都市市民—ジャンパーニュの都市プロヴァンを中心に」(博士學位論文 (九州大学)、1999)。より詳しい研究動向については、花田「フランス中世都市財政史研究の動向—1950年以降のフランス学界—」(『史学雑誌』104巻、4号、1995)などを参照にせよ。

として扱うかという問題自体、かならずしも自明ではない。財政基盤の広さと機能の複雑さを反映して、ロンドンでは様々な種類の財政記録や会計簿が作成された³⁾。例えば、ほとんどの財政「収入」は決まった時期に市の金庫に納入されたわけではないし、「支出」も必要に応じてなされた。こうした収入役による日々の現金の受取と支払いを記録したものとして、Cash Booksと呼ばれる一種の現金出納帳がある⁴⁾。ロンドン橋の所領に関する記録も中世以来まったく別立ての記録が作成されていたし⁵⁾、17世紀後半になると、大火後のロンドン復興のために認可された石炭税についても別の記録がある。また以下でも見るように、孤児財産に関しては、別の会計記録が作成されていた。これら各種の財政記録のうち、中世の時期から残存するものは限られているが、少なくとも17世紀30年代以降のロンドンの財政に関しては、地方都市とは比較にならないほどの実に多種多様な種類の史料が残されている⁶⁾。ロンドンの財政の全容を解明するためには、これらすべてを体系的に分析する必要がある。しかしその量は膨大であり、個人で処理できる能力を超えている。本稿での試みはざっとささやかなものである。

ロンドン市 (the corporation of London) の財政資金の運用にあたって、その中心をなしたのはロンドンの市庁または金庫 (chamber) とそれを代表するチェンバレン (chamberlain) と呼ばれるその役人 (収入役または市庁付き役人) だった。この収入役とその下級役人によって City's Cash という一種の現金勘定記録 (以下、「都市」会計簿」と略記する) が作成された。おそらく監査を受けることを目的に書かれたこの記録には、別立ての会計簿により処理された資金の収支についても言及されており、ロンドン市の財政を一般的に考察するうえでもっとも重要な史料である。中世にもその記録は作成されていたが、現在はその断片しか残されていない⁷⁾。ほぼ完全に近いかたちで目にするのできるもっとも古いものは、1584～86年の2ヵ年分の最終的な「会計簿」を作成するための草稿である。幸いなことに、この記録の摘要は、それ以前の断片的な記述も含めて刊行されている⁸⁾。それ以後、半世紀ほどの間、記録は途絶え、完全な会計簿が利用できるようになるのは1633/4年からである⁹⁾。それ以後、ロンドンの収入役記録はほぼ連続して残さ

3) ロンドン市の財政史料の大部分は、市の文書館 (Corporation of London Record Office、以下 CLRO と略記) に保管されている。この文書館史料の紹介は、現在でも次の文献がもっとも役に立つ。Jones, P. E. and Smith, R., *A Guide to the Records in the Corporation of London Records Office and the Guildhall Library Muniment Room* (London, 1951).

4) CLRO, Cash Booksは1662年以後のものが残っている。そのうち、1670年度のものについては全文を転写することができたので、別稿で検討する予定である。

5) 中世の記録については、次の刊行史料がある。Harding, V. and Wright, L. (eds.), *London Bridge: Selected Accounts and Rentals, 1381-1538* (London Record Society, XXXI, 1994).

6) Jones and Smith, *op.cit.*, esp., pp. 70-100.

7) *Calendar of the Letter Books of the City of London*, edited by R. R. Sharpe, 11 vols. (1899-1912) にはその一部が収録されている。

8) Masters, B. M. (ed.), *Chamber Accounts of the Sixteenth Century* (London Record Society, XX, 1984).

9) この年度の記録の紹介と分析については、やや古いのが次の論文がある。Keith, J. M. 'The City's

れている¹⁰⁾。

大版の羊皮紙に裏表びっしり書き込まれたこの会計簿は、1年度分だけでも100葉前後にもものぼる。都市財政の性格とその変化を明らかにするためには、この記録の内容を年度ごとに追跡して比較することが必要となろうが、これは別稿の課題に譲る。本稿の目的は、1643/4年の1期分¹¹⁾の会計簿を取り上げ、記録の内容を紹介しながら、都市史、財政史史料としてそれがもつ意義と限界を考察してみることに、さらにそれを通じて、ロンドン史の財政の一端を具体的に明らかにすることである。

(一) 会計簿の枠組みと責任賦課

まず会計簿全体の枠組みを見ることから始めよう。書かれている順序にはほぼ従って会計簿の項目を整理したのが、次の第1表である。

この会計簿も、中世の所領会計簿や同時期の地方都市の会計簿と同様、責任賦課・責任解除 (Charge and Discharge) の形式で書かれている。18世紀に至ってもこの書式は変わらない。この方式で書かれた会計記録の目的は、会計役人 (収入役) が、当該期に関して、市 (市長と市民) に対して負った「責任額」と、その責任の「解除額」を記録することであり、市の財政状態をチェックすることではなかった¹²⁾。したがって、この会計簿から都市財政の実態を掌握するためにはきわめて慎重な扱いが必要である。例えば、収入役 (あるいは会計役 accountant) の「収入」に関わる責任賦課額 (第1表の番号36、以下も同様) は、「支出」に関わる責任解除額 (37) を上回っており、その差額 (売却等を除く) は会計役が次年度に引き渡すべき繰越額 (42) として記録されている。これだけを見れば、あたかもこの期のロンドン市の財政が余剰金を生むほど健全な状態にあったかのような印象を与える。だがそれはロンドン市財政の実態とはかけ離れたものである。以下に第1表にそって、会計簿のそれぞれの項目をより詳細に追っていくことにしよう。

会計簿の最初にくるのは、各種不動産などからの地代収入が記録された「地代帳 (the Rental General of all the lands and tenements belonging to the Chamber)」である。ここに記されている地代額は、実際に徴収された額ではなく、各借受け人がそれぞれの不動産に

cash accounts of 1632-3', *Guildhall Historical Association, Transactions*, V (1982), pp. 135-42; Wren, M. C., 'The Chamber of London in 1633', *Economic History Review*, 2nd ser., Vol. 1, no. 1 (1948), pp. 46-53.

10) CLRO, *City's Cash Account, 1663-1942*, 210 vols. 1633-1714年は全部で27巻。このごく一部 (City's Cash, 1/10) について、ごく簡単な史料紹介を行ったことがある。中野忠「史料：17世紀ロンドンの財政史料— City's Cash Accounts 1661/2」『早稲田社会科学研究』58号 (1999)、237-62ページ (以下、「財政史料」)。1633~46年の分はマイクロフィルム化されており、本稿執筆にあたってはこのフィルムを利用した。

11) CLRO, *City's City's Cash*, 1/5。ただし、会計簿の記録は通常ミカエル祭からミカエル祭までだが、この期の記録は1643年聖ヨハネ誕生祭 (6月24日) から44年のミカエル祭までとなっており、3ヶ月ほど長い。

12) この形式の会計記録の簡単な解説はさしあたり、チャットフィールド, M./津田正晃・加藤順介訳『会計思想史』(文真堂、1973)、30-32ページおよび「会計簿」を見よ。

第1表 ロンドン会計簿 1643/4年

| | £ | s. | d. |
|---|-------|----|----|
| 1 責任賦課額 (Charge) | 8077 | 0 | 6 |
| 2 請負料 (Rent Farm) | 1483 | 3 | 2 |
| 3 不定期通常受取額 (Casual Receipts Ordinary) | 69 | 0 | 6 |
| 4 罰金・科料 (Fines) | 63 | 8 | 1 |
| 5 リースその他 (Lease Incomes, Arrearages) | 2336 | 10 | 8 |
| 6 特別受取額 (Receipts: Extraordinary) | 14219 | 10 | 0 |
| 7 未取債権受取額 (Debts mentioned in the Last Account etc. Received) | 7864 | 6 | 7 |
| 8 孤児財産 (Orphanage) | 27315 | 3 | 2 |
| 9 責任賦課総額 (Total of the Charge) | 61448 | 14 | 11 |
| | 61428 | 2 | 8 |
| 責任解除 (Discharge) | | | |
| 10 聖職者俸給 (Salaries of Minister) | 80 | 0 | 20 |
| 11 地代・免役地代 (Rents and Quitrent) | 70 | 11 | 10 |
| 12 内部報酬 (Inwards Fees) | 1152 | 9 | 2 |
| 13 外部報酬 (Outward Fees) | 806 | 0 | 18 |
| 14 大工等賃金 (Wages of Mason etc.) | 1199 | 13 | 4 |
| 15 修理用資材購入 (Emption of Reparation etc.) | 1238 | 6 | 5 |
| 16 特別事業 (Extraordinary Works etc.) | 118 | 9 | 10 |
| 17 必要支出 (Necessary Charges) | 178 | 19 | 11 |
| 18 その他の支出 (Foreign Charges) | 8126 | 8 | 1 |
| 19 利子・元本償還 (Principal Money repaid) | 19154 | 0 | 18 |
| 20 新年の贈与 (New Year Gift) | 80 | 0 | 0 |
| 21 仕着せ (Liveries) | 267 | 18 | 8 |
| 22 差引・免除額 (Allowances) | 129 | 13 | 6 |
| 23 利付き貸付金 (Money at Interest lent) | 200 | 0 | 0 |
| 24 孤児財産 (Orphanage) | 13509 | 3 | 4 |
| 25 孤児養育費 (Orphans Finding) | 9942 | 7 | 1 |
| 26 J. Philpotの慈善贈与 | 43 | 12 | 0 |
| 27 J. Carpenterの慈善贈与 | 24 | 17 | 10 |
| 28 J. Raynwellの慈善贈与 | 53 | 8 | 8 |
| 29 J. C. Costonの慈善贈与 | 82 | 10 | 0 |
| 30 フィンズバリの地代からの支出 (Payments out of Rents of Finsbury) | 234 | 8 | 3 |
| 31 責任解除総額 (Total of the Discharge) | 56693 | 4 | 0 |
| | 56693 | 2 | 7 |
| 32 会計役の繰越額 (Accountant owed to the Citizens) | 4755 | 10 | 8 |
| 33 国王の土地の売却に関する会計 (Account of Lands sold by this City, passed over) | | | |
| 34 (a) 責任賦課額 (Charge) | 0 | 0 | 0 |
| 35 (b) 責任解除額 (Discharge) | 29 | 13 | 8 |
| 36 一般会計責任賦課額 (Charge of General) | 61448 | 14 | 11 |
| 37 一般会計責任解除額 (Discharge of General) | 56693 | 4 | 2 |
| 38 国王の土地売却 (Account of Lands sold) | 29 | 13 | 8 |
| 39 責任賦課総額 (Total of Several Discharges) | 56722 | 17 | 10 |
| 40 一般会計 (General Account) | 4755 | 10 | 8 |
| 41 国王の土地売却 (Account of Lands sold) | 29 | 13 | 8 |
| 42 会計役繰越額 (Accountant owed) | 4725 | 17 | 0 |

| | | £ | s. | d. |
|----|--|---------|----|----|
| | (債権・債務) | | | |
| A | 市の債権 | | | |
| 43 | 貸付金と利子 (Debts owing to the City) | 68120 | 4 | 1 |
| 44 | 役職免除料等未収金 (Debts Owing by Fines) | 11516 | 13 | 4 |
| 45 | リース更新料等未収金 (Debts by Fines for Leases) | 3558 | 13 | 0 |
| 46 | その他、市への債務 (Other Debts) | 50431 | 12 | 2 |
| 47 | 食器・宝石等 (Plate and Jewells) | blank | | |
| | | [131627 | 2 | 7] |
| | | | | |
| B | 市の債務 (Debt owing by the City) | 219032 | 16 | 3 |
| | | 219771 | 6 | 9 |
| | うち、孤児への債務 | 174491 | 6 | 9 |

イタリックは筆者の計算値

CLRO, City's Cash 1/5より作成 (以下の図・表も同様)

対して市に負う地代の名目額を指すものと思われる。地代帳にはまず、「一般地代」と呼ばれる、市内に保有する市有地などからの収入に関する部分と、それ以外の収入に関する部分からなっている。前者は全部で34の場所ないし項目に分けて記載されている¹³⁾。後者にはまず、中世以来、市民より市が公益信託を受けた遺贈財産からの収入がある。すなわち、1378/9年に市長を勤めたジョン・フィルポット、1417年から38年まで市の書記を務めたジョン・カーペンター、1426/7年に市長を勤めたジョン・レインウェル、および「毎年オールセント・ステイニング教区の貧民に万聖節からイースターまで1週ごとに木炭40ブッシェルを配給するよう遺言を残した」帯屋のジョン・コスタンからの遺贈財産である。さらに「トマス・ハワード卿から購入された旧ホーリー・トリニティ修道院領、通称クライスト・チャーチの土地」などからの収入、ミドルセックス州ラトクリフの不動産からの収入にもとづく地代収入もこれに含まれている。(後述、第2表を参照)

不動産の多くは家付き宅地 (tenement) とか家屋敷 (messuage) と呼ばれる貸家あるいは宅地からなっているが、その他にも、土地・共同地、貯蔵庫、店舗、物置、屋台、住宅、庭、部屋、地下倉庫地、醸造所、さらには「モスクワ会社の商人T.S.が31年間、£100の年地代で借りた、コーンヒルおよびボトルフの埠頭」にいたるまで、都市の商業活動に関わる様々な種類の不動産が貸付けられている。

なかにはリースの期間が長期にわたるため、次の例のように、その権利が複雑に交錯しているケースも見られる。

(借受け人) Samuel Arnoldの先の妻にして遺言執行人Mary Arnoldの遺言執行人Thomas Arnold (が支払うべき) 二つの家付き宅地 (tenements) と事務所 (counting house) の地代 52s. 4d. これはもともと1605年から99年間、Ric.Arnoldとその妻Barbara、および前記Samuel

13) その地名などについては、1660年の会計簿とほぼ同一である。地名の詳細については、中野「財政史料」、241-3ページを見よ。

に（市から）譲渡されたものだが、これまで Francis Pitcher が保有していた。Pitcher は（この宅地内に）旧ブラック・フライヤーの一部の市の土地と市壁、およびタワーとラドゲイトの間の市壁の塔と通路（にはさまれたところに）家屋および事務所を最近建設した。（fol. 3）

市有不動産の借り手は個人が大半を占めているが、教区とその代表者、教区委員、「市門の西側8つの店舗を借受けた聖パーソロミュー病院やクライスト病院の院長、床屋・外科医組合やぶどう酒商組合、仕立て屋組合のギルドやその組合長、リーデンホールの北側と西側の倉庫およびその他の部屋を30.5年間年130ポンドで借りた東インド会社、ホールに使うための部屋を21年間、年150ポンド（単独の支払いとしては最高額）で借受けたステーブラー組合、といった団体の名前も見出せる。また市の役人や引退した役員が宅地や家屋、庭を借受けている例もある。さらに New Garden という場所に集中しているが、「6つの屋敷地および庭を25年間、£20で借受けた W. H.」のように、個人が複数の不動産をまとめて借りている例もある。彼は投機または開発の目的でこれら不動産を借受けたのかもしれない。

不動産に混じって、ごく少数だが、市がもっている一種の取引税の徴収特権の貸付も見られる。だがそれらが「地代帳」に掲載されるのは、「A. S. その他聖セバルカー教区の教区民に、1622年から31年間、£200で譲与されたスミスフィールドにおける羊通行税」からあがる利益、および年10ポンドで31年間の「干草と藁の計量の利益」という例から窺われるように、個人ではなく、教区民のような団体に与えられる場合にかぎられているように見える。

地代にはさらに、ミドルセックス州フィンズバリ・マナからの収入がある。これはセントポール大聖堂の聖職禄の一つであり、1554年に大聖堂からロンドン市が90年間のリースを受けたものである。16世紀の会計簿では、この土地からの収支については別立てで会計記録が作成されたが、この頃には地代帳に記載されるようになるとされる¹⁴⁾。

地代帳に続く会計簿の部分では、以上の (a) 地代の総額に加えて、(b) 「前年度の収入役である Robert Bateman から、この年度の収入役 Gilbert Harrison に引き渡される現金」である、前年度からの繰越金、この会計期内の (c) 徒弟登録料収入、および (d) 市民権認可料収入が、第1表 (1) の「責任賦課額」としてまとめて書かれている。(b) (c) の詳細については別の帳簿に記録され¹⁵⁾、ここでは総額のみが記載されている。それぞれの金額は第2表の通りである。

これらの項目がなぜ会計簿のなかで「責任解除額」として一つの範疇に括られているのかは不明だが、おそらくそれらが中世以来の都市財政のもっとも古く、かつ基本的な経常収入であったからだと思う。

14) Masters, *Account*, pp. xxvii-vii. ただし、この年度の地代帳はフォリオが不揃いなため、フィンズバリからの収入は正確に把握できない。中野「財政史料」244-5ページも見よ。

15) ただし、この時期の市民登録簿は消失し、残っていない。

第2表 責任賦課額

| 項目 | £ | s. | d. |
|--|------|----|----|
| 前収入役からの受取 (Money received of late Chamberlain) | 1303 | 0 | 13 |
| 市有地地代 (2年分) (Rents from City's Lands, 2 years) | 3807 | 11 | 8 |
| J. P.の土地からの地代 (Rents from the Lands, J. Philpotts) | 214 | 13 | 4 |
| J. C.の土地からの地代 (Rents from the Lands, J. Carpenter) | 99 | 6 | 8 |
| J. R.の土地からの地代 (Rents from the Lands, J. Raynwell) | 277 | 0 | 0 |
| 旧修道院地からの地代 (Rents from the Lands, late Priory) | 410 | 8 | 0 |
| J. C.の土地からの地代 (Rents from the Lands, J. Consten) | 86 | 0 | 0 |
| ラトクリフからの地代 (Rents from the Lands at Ratcliff) | 379 | | 4 |
| フィンズバリからの地代 (Rents from Finsbury) | 1032 | 4 | 9 |
| 従弟登録料 (Receipts, for Enrolment of Apprentices) | 141 | 11 | 8 |
| 市民認可料 (Receipts, for Admission of Freemen) | 326 | 3 | 0 |
| 責任賦課総額 (Total of Charge)* | 8077 | 0 | 6 |

*第1表(1)の額

(二) その他の責任賦課

それに続く責任解除額の部分では、比較的近年に都市の収入源となったとみられる諸項目があげられている。まず「請負料」(2)と呼ばれる項目がある。これらは、市の権益、特権、役職などを市民等に請負わせることによって得られる収入である。全部で26件からなるこれらの収入は、都市行政の重要な部分、とりわけ市場の管理が、直接の財政収入を得るため、および/または行政機構や役人の不備のため、有力な市民に請負にだされていたことを明らかにする。主なものには次のようなケースがある。

聖バーソロミュー・ホスピタルの財務役 (treasurer) からの、ブラックウェル・ホールの借受料、2年分 (£66 13s. 4d.)、および Great Beam (不明) での計量役の請負料、2年分 (£100)。皮革商 J. M. への毛織物の梱包役 (the office of package of woolen cloth) の請負料 (£100)。元ロンドン市長にして市参事会員 I. P. および J. W. 卿より、ぶどう酒とオイルの計量役、各1年、計2年分 (£80)。小間物商 H. H. より、香辛料その他の商品の選別役 (the office of garbling of spices nuggs and other merchandises) の請負料 (£100)。反物商 R. S. より、リネン布の計量役の請負料 (£100)¹⁶⁾。

魚商 J. D. より、リーデンホールその他の場所における肉屋の出店に対する請負料、年間 £90 (四分の三ヵ年分として £67 10s.)。

もっとも大きい額は、石炭を計量する十役人ないし十二役人 (ten or twelve seacoal meaters of this City) の業務を年間 80 ポンドないし 30 ポンドで請負った小間物商、食料商、絹織物商、皮革加工業者からの請負料収入で、この年度は前年度の分を含めて合計 720 ポンドの収入を生んでいる。

「不定期通常受取額」(3) と訳した項目は、額に年々の変動はあるが、市の通常の業務

16) 市がこれらの役職を保有することは、チャールズ一世の特許状によっても確認されている。Birch, W., *The Historical Charters and Constitutional Documents of the City of London* (London, 1887), pp. 180-4, 201-6 etc.

などから生じる収入とみられるものからなっている。例えば、捺印証書や遺言書の登録料（4年分、£5 13s. 5d.）、スミスフィールドの聖バーソロミュー大市での検査権（£18 18s. 1d.）、クライスト・ホスピタルの財務役よりの、市の水道管の修理費（£13 6s. 8d.）、チープサイドでよそ者の肉屋が肉を商うためにヨーマンのJ. B.が受け取った収入（40s.）、といったものがそれである。商人裁判所（the Court of Piepoudre）からの収入もこの項目には含まれているが、この年度には収入はゼロとされている。

次の「罰金・科料」(4)は、「市の安寧（Common Weal）を守るための慣習・条例・法に反したり従わなかった」ものに科された罰金や差し押さえからの収入である。その違反には次のような事例があげられている。市場での買占め、市民を介さない売買（foreign bought and foreign sold）、街路での商品の行商、ギルド条例に違反する不法な製品の生産、パン条例（Assize of Bread）の違反、テムズ川への汚物の投棄、リバティ内での悪臭のする公衆便所の排泄物の処分など。だがここには総額が記載されているのみで、どのような違反からいくらの収入があったかは不明である¹⁷⁾。

「リースその他」(5)は31件からなる。この収入のうち、最後の2件にフィンズバリの地代管理役（rentor）からの未収金の受取り（£18 3s. 11d.）、および地代徴収人（Collector）J. W.からの地代未収金徴収額の受取り（£870 6s. 9s.）が記されているが、それ以外はすべて、次のような市所有の不動産のリースにあたっての一時金（fine）からの収入である。一時金は分割して支払われることもあった。

オルゲート内のセント・ジェームズ教区の宅地一筆のリースに対する一時金として、ロンドンの靴屋S. H.からの受取額（£35）。イースト・チープ、ケミング通りの宅地一筆のリースにあたっての一時金£180の一部として、食料商H. H.からの受取額（£100）。ビショップス・ゲートの2筆の宅地リースに対する一時金£250の一部として、バスケット製作人J. D.からの受取額（£100）。

この期のリース一時金は合計で約1448ポンドとなる。市の不動産は地代だけでなく、一時金からもある程度の収入をもたらしたのである。

「特別受取額」(6)は1万ポンドを大きく超えるが、全部で45件からなるこの項目のうち、34件は、本来の「収入」ではなく、次のようなこの期の借入金からなる。

寡婦のE. C.およびロンドン商人R. P.から£200の受取り。市の借用証書に基づいて市の利用のために（for the City's use upon the City's bond）、1643年1月3日を期限とする6ヶ月間、年利£7 10s.で彼らより借受けた。

貸し手のうちもっとも多いのは寡婦の8人で、2名の独身女性を加えると、三分の一近くは女性が占めている。ジェントリ（エスクワイア）の4人、商人の3人がこれに続き、それ以外では、市参事会員、仕立屋、蠟燭商人、海運業者、小間物商、食料商、手袋工、

17) これらの詳細はJournalと呼ばれる「科料記録Book of Fines」に記録されている、とされる。この記録の一部も残っているので、別稿で検討する。CLRO, GLMS87.

醸造業者といった営業名がそれぞれ1名づつ見られる。当然ながら、経済的地位の比較的高い営業従事者ばかりである。サリー、ミドルセクス、サフォーク、ケントといったロンドン近辺の州の住人もそれぞれ1例づつあるが、それ以外はすべてロンドンの住人である。一人平均404ポンド、借受けの期間は「非常に短い期間」3件、3ヶ月1件、不明3件を除くと、すべて6ヶ月である。「年間6.5%（100ポンドにつき6ポンド10シリング）が2件、7.5%が4件、8%が7件と一定ではないが、7%が17件（50%）でもっともふつうである。これら市金庫への貸付けは、高く安全な投資機会を求める貸し手の利害にかなうものだったとも考えられるが、「非常に短い期間」のものは無利子（gratis）であり、かならずしも貸し手のイニシアティブによるものではなかったことも推測させる。（後述も参照）借入金の総額は13740ポンドに達する。

「未収債権受取額」(7) とは、先の会計簿で貸金（未収金）と記されているもののうち、この会計期間中に徴収されたものである。全部で57件の多くにわたるが、そのうち16件（総額£4115 2s. 8d.）は、以下のような市のシェリフ職と市参事会職の就任を拒否または免除された場合の科料（役職免除料）、あるいはその未納金の支払いである。この時期、シェリフの免除料は400ポンド、市参事会員のそれは1000ポンドであった。市参事会職に選ばれるような富裕な市民にとっても、免除料は大きな負担であり、しばしば分割で支払われた。そのため、当人が死亡した後に、遺言執行人により支払いが継続されることもまれではなかった。

先の市参事会員 Mr. T. R. よりの受取り。市参事会職の免除に対する免除金£1000の支払いの一部として£850。

先に死亡した塩商 Roger P. の妻で遺言執行人 Martha P. の遺産管理人にして塩商の John P. からの受取り。Roger P. はロンドンとミドルセクス州のシェリフ職就任を拒否したことに対して£400の科料を課された。その残額£300のうちの一部、および（この市の債権の）回復に関する訴訟費用（£4 12d.）を含め、£104 12d.

この項目に含まれるもう一つの例（35件、£861 4s. 11d.）は、次のようなリース一時金の未収分の徴収額である。

以前 J. W. の保有していたオールド・ジュビリーの聖ローレンス教区の聖ローレンス通りにある貯蔵庫その他の付属施設のある大きな屋敷地、および T. K. が保有するこれに付随する宅地のリースを受けた、元市参事会員・騎士の R. G. よりリースの一時金£500の残額£200の一部の受取り、£100。

この項目にはさらに、国政に絡むロンドン市の活動や多額の出費に関連した受取りが記されている。例えば、「必要な防衛と王国の大事件のための資金を調達するために議会で承認された法」によって、40万ポンドがロンドンの金庫に支払われることになっていた。また1641年には市の有力者を保証人として、すべてのカンパニーより8%の利子で1年間5万ポンドが国王に貸与された。これらの資金に関するロンドン市による財務府への前払

い分やその利子の一部が、この項目に現われる。また1643年、市の安全を守るために徴発された軍隊を維持するため、さらにこの際に購入された火薬に対する市の支払い超過分を支払うために、市会と議会により臨時税（subsidy）の徴収が認可されたが、その受取りのために任命された市長、市参事会員からの受領額2100ポンドもこの項目のもとに記されている。これらは市の固有の財政収入というよりは国王財政に関わるものであり、ロンドン市の金庫がその代行機関として機能していたことを示すものといえる。

他方、市の公共的業務を遂行するために、一種の住民税（rate）が課されることもあった。例えば、火事による水道管破損で生じた損失を補償するため、1634年、市会は各区に十五分の一税を課すことを認可した。「未収債権受取額」の項目には、各区で市参事会員またはその代理人により徴収された合計152ポンド4シリング9ペンスが記載されている。市はグレシャム・カレッジや王立取引所に対しても、不足した場合には資金を貸し付けることがあった。この貸し付けの返済（£160 14s. 6d.）もこの項目に現われる。

責任賦課の最後には、この年度の孤児より預託された金額が「孤児財産」(8)として記されている。誰からどれだけの額が市の金庫に預託されたかの詳細は、JournalおよびLedgerと呼ばれる二つの帳簿に記録するとされ¹⁸⁾、会計簿にはその総額だけが書かれている。

中世以来、市当局は市民が死亡した場合、その孤児に対する後見の責任を負っていた。死亡した市民の財産は市の役人が査定し、財産を管理する適当な後見人が見つかるまでその財産を預かっていた。この財産を引き受けた正式な後見人は、孤児を養育し、成人するか結婚する時に、それを孤児に返却せねばならなかった。後見人はこの財産を自ら運用することもできたが、市の金庫にそのまま預託しておくこともあった。その場合、市の金庫は、預かった金額に応じて利子または孤児の養育費（finding money）を支払うこととなる。孤児財産とは、当該年度のこの孤児からの預託金を指す¹⁹⁾。

以上を総計したものが、「一般会計の責任賦課」の総額(9)をなす。そのうちの圧倒的に大きな比率を占めるのは孤児財産で、総額の44.5%に達する。この頃までに孤児預託金は、都市財政のもっとも重要な資金源になっていた。これらはいずれ孤児に返済しなければならない市の「借金」である。なぜロンドン市はこれほどの借金を抱えるようになったのだろうか。そもそもロンドンの財政はなぜこれだけの規模に拡大したのだろうか。これだけの収入は何に対して支出されたのだろうか。責任解除の諸項目は、この疑問に対してある程度のヒントを与えてくれる。

18) この期のこれら孤児財産に関連した会計記録も多数利用できる。Eg. CLRO, New 122C, Orphans, Ledgers, vol. 1 (1627-1648); 123c, Orphans Finding Money, vol. 1 (1643-61).

19) これについては別に検討するが、もっとも重要な文献は、Carlton, Charles, *The Court of Orphans* (Leicester U. P.: Leicester, 1974). また、坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究—都市史の底流—』(有斐閣、1987)、324-6ページも見よ。

(三) 責任解除：その一

責任解除は、この会計期の中に市の金庫から払い出された現金の諸々の項目からなおり、財政支出の構造だけでなく、ロンドン市自治体の活動がどのような範囲に及んでいたかを知る手がかりとなる。だが会計簿の記録や分類の仕方は、かならずしもこの目的にとって適切なものではない。

責任解除の最初に現われる「聖職者俸給/地代」(10)には、次のような支出が7件あげられている。

市参事会法廷の命令により任命された牧師J. T.への、ギルドホールチャペルでの礼拝、および祝祭日における市長と市参事会員の会合への列席、および年々£10の給与の四分の三カ年分、£7 10s.の支払い、および指物師G. G.に前記チャペルの書記職の代理を務めたことに対して10s.の支払い、あわせて£8。

「地代・免役地代」(11)は、市が借受けている土地や建物に対する地代の支払いであり、そのなかには、「市が最近購入した王領地」に関する免役地代、市長らが説教を聴くために確保された場所の地代、上水道が通っている土地の地代、市の船の運行に用いられる部屋の地代、といったものが含まれている。

次にあげられる報酬(Fee)は、「内部報酬」(12)と「外部報酬」(13)に分けられている。二つは市庁舎またはギルドホールに直接関連した報酬とそれ以外の報酬で区別されるともいわれるが²⁰⁾、その違いはかならずしも明確ではない。

前者には、市の法律顧問(recorder)市法務官(common serjeant)、一般書記(common clerk)、会計役(comptroller of the Chamber)といった、市の重要役職者に対する定期的な給与の他に、次のような役職者に対する報酬やさまざまな出費が記されている²¹⁾。

共同狩猟役(common hunt)への定額報酬、および猟犬や鷹を飼育する費用、触れ役(common cryer)に対する定額報酬および前触れ役への年金支払い、水上監視役(water bailiff)を初めとして、テムズ川の保全と航行に携わる各種役人(under water bailiff, yeoman of waterside, yeoman of channellなど)に対する定額報酬、年金、手当、(3人の)肉切り役主務(serjeant carver)への定額報酬およびパンの計量や市有地地代徴収などに関する支払い、市庁舎の運営に関わる諸役人(serjeant of Chamber, yeoman of Chamberなど)に対する定額報酬、および時計の維持、ギルドホールの清掃、計量装置の点検などの奉仕に対する手当、剣持(sword bearer)に対する定額報酬の支払いなど。(fol.42-44v)

「外部報酬」の項目では、次のような専門職、役職者、吏員などが定額の報酬、年金そ

20) Masters, *Account*, p. xvii.

21) 役職については後述、第4表も参照せよ。

の他の支払いを受けている。上級法廷弁護士 (serjeant at law)、(4人の) 法学院講師 (common reader)、事務弁護士 (attorney) などの法律関係者 (合計で£51)。8人の市門番 (wait) への給与 (10年分がまとめて支払われ、計£200)。2人の楽士への給与 (£50)。公共的事業に携わったと思われる、専属の大工、鉛管工などの職人親方に対する給与。市街や道路施設の清掃や維持を担当する吏員 (raker, scavenger, keeper cleanなど) の支払い (各自年£1前後)。コーンヒルなどにあるそれぞれの水道管の維持にあたる役人への給与 (各8s. 4d.)、およびその点検を行う2人の鋳物師 (年間各£2)。

その他に、給与、年金、あるいは特別な奉仕に対する手当を受けている役職者ないし個人には、次のような例がある。リーデンホルの市の管理人・粗粉計量役・鐘付き・清掃役、よそ者取締役 (foreign taker)、教区吏員 (浮浪者の処罰に対して)、埠頭の番人、鼓笛手、孵親方、解散修道院の監督、ムアフィールドズの管理人、鍛冶屋 (ギルドホールその他の時計の維持・修理に対し)、セントポール教会教区会の会堂番。これらの個人ないし役職者に対する支払いはせいぜい数ポンドの額であるが、より多額の年金の支払いを受けている例としては、市の監査役 (年額£20)、ベストハウス管理人 (同£20)、サマセット子爵 (同£160)、事務弁護士 (40マーク)、市備忘録職 (city's remembrancer) (同40マーク)、クリプルゲートの6つの救貧院の貧民 (年額£24)、市の年代記作家 (city's chronologer) (同£33 6s. 8d.) などが目に付く。

これらの支払いを受けた市民のうち、どこまでが市の恒常的な役人なのかどうかについては不明な点が残るが、この時期のロンドンには、かなりの数の専門的な役職者や公共施設の管理や運営を担う役人や職人を抱えているようになっていたことが窺われる。

公共施設の建設・維持・修理にも年々相当な額が費やされていた。第1表14~16の三つの項目は、これに関連するものである。まず「大工等賃金」(14)とは、市有の土地・家屋、ギルドホール、リーデンホール、宴会場、法廷、各地の水道施設と水道管、埠頭などの施設で作業する石工、大工、鉛工、レンガ工、左官、清掃夫に対する賃金である。これは週ごとに支払われた額のみが記載されている。次の「修理用資材購入」(15)では、

請求書の明細通り、市の用途のために様々な場所に配達された単位当たり9s.の石灰72.5ハンドレッドの代金として、石灰製造業者H.O.への支払い、£32 12s。

といった例のように、レンガ、石、木材、鉛管、釘などの公共施設の建設・修理のための原材料費、および関連した仕事 (workmanship) への支払いが列挙されている。そのなかには、「市の各所でなされた舗装の仕事」に対する舗装工 (paviour) S. H.への支払い (総額£143 15s.) も含まれている。

続く「特別事業」(16)とは、「市の防衛に備え、美観を整え、生活妨害 (annoyance) を除去するために必要な市の特別の事業・建設・修理費」に関わる支出である。この項目

も、監獄やベストハウスなどの公共施設とその役人への支払いからなっている。この会計期の大きな費目には、ギルドホールの礼拝堂や各カンパニーのホールに火薬貯蔵庫を設けるための費用（£32 12s.）がある。

「必要経費」(17)には、主としてギルドホールの運営に関連した費用があげられている。ぶどう酒、エール、香料、蠟燭、銀器、食器、クッション、収納袋、あるいは石炭の購入、計量器具や時計の修理費、公衆便所の清掃費などがそれである。市の課税記録の転写や地代の督促にあたっての労苦に対する書記や収入役補佐への支払いもこの項目には含まれている。

(四) 責任解除：その二

「その他の支出（フォリン・チャージ）」(18)と呼ばれる項目は支払いの件数も総額ももっとも多く、そのなかには雑多な費目が含まれている。金額の多いものを中心に、例をあげておこう。(fol. 53-68v)

ギルドホールでの説教、教区書記の役人、ロンドン市と特権区域内の毎週の死亡者および受洗者の報告書作成に対する支払い（£57 19s. 2d.）。

法律顧問、元太刀持ち・触れ役等の退職役人、説教師、貧民、ニューゲートやラドゲイトの看守および貧しい囚人等に対する市法廷からの贈与（£211 5s.）。

軍隊の維持、貧民への燃料供給、教区吏員の給与支払いなどの目的でなされた課徴金の徴収人への支払い（合計£68 6s.）、石炭計量役人のうちの2名への3年分の支払い（合計£480）、といった役人への支払いの一部もこの項目に含まれる。あるいは次のような孤児の分与産、養育・教育費、利子の支払い（合計£644 10s.）もある。

公証人の故W. H.の娘で孤児の一人マーガレットと結婚したリンカーズ・イン法学院のエスクワイアJ. M.への支払い。彼女の孤児分与産の残額およびこれより生ずる孤児養育費、1639年6月24日までの分£1700。市の金庫の不足を補うため、彼（J. M.）はこの残額を1644年6月24日までの1年間7%の年利子で金庫に預けた。（その利子）£119の支払い。

市の権限、財産などをめぐって、都市の裁判所、あるいは中央の民事裁判所、王座裁判所、衡平法裁判所などに持ち込まれたさまざまな裁判に関連した費用も、大きな費目をなしている。これらの費目は別々に記載されているが、この期には合計するとおよそ292ポンドに達している。例えば、

シェリフ裁判所の事務弁護士の一人J. H.への支払い。香辛料選別役のMr. Hがこの役職に関し彼の負う地代（の未払い）に対して、またリーデンホールの肉屋の賃料に関しJ. D.に対して、この裁判所で訴追された裁判の費用、£39 6d.。

法廷弁護士R. M.への支払い。シェリフ裁判所の判事の選出をめぐって市長・市参事会と現シェリフとの間の意見対立のために使われた費用に対して、£76 12s.

民事訴訟裁判所の事務弁護士J. M.への支払い。市に対する債務の返還に関し何人もの人物

に対してこの裁判所でなされた様々な訴訟の費用、£62 13s. 7d.

議会での活動、議員への支払い、議会関連の法案に対する支出も大きな費目の一つである。これらは「その他の支出」の項目のなかで連続して記載されおり、次のような支出からなっている。

1640年11月3日にウエストミンスターで始まった議会への出席に対し、この会計内に2名の国会議員である市参事会員I. P.および市参事会員T. S.卿への支払い。一日当りの食事代各4s. ……1644年5月3日までの365日間合計£146。

彼らに同期の船の雇い賃一日各12d.、合計£36。

上院による平和の提言に関し、ロンドン市会より下院に提出された請願書のために使われた費用に対し、市民で仕立屋J. V.への支払い、36s.。

同人への支払い、議会による市の起訴内容および追加事項の追認について議会が使われた費用£203 9s. 2d.。

テムズ川の管理に関する様々な出費も連続して記載され、その総額は651ポンド10シリングに達する。市長と市参事会は近隣の各地でそのための裁判所を開催したが、これに関連した費用が中心となっている。

この会計年度に前水上監視管T. S.への支払い£4 5s.。1643年4、5、6月に、B. E.の東からC.の西までのテムズ川を監視し、生活妨害を発見するために彼によりなされた費用に対して

1643年10月12日付け市参事会の命令に従って共同書記のR. M.への支払い、40s. 8d.。前記テムズ川とメドウェイの保全のため、ロンドン市長I. P.の前で宣誓すべく4人の陪審員を召喚するためになされたサリー、ミドルセックス、ケント、エセックス諸州のシェリフ宛て召喚令状を作成するための出費に対して

1643年10月11、13日の両日、市長と市参事会員がサリー、ミドルセックス、ケント、エセックスの諸州でテムズ川とメドウェイの保全のための裁判所を開廷するにあたってなされた費用、すなわち、船長S.の奉公人に対し、サリー州パトニーの彼の家で市長が裁判所を開廷する準備に払われた労苦に対して、10s.、この裁判所の触れ役に12d.、鐘撞に5s. ……フルハム近くのP.での裁判所開廷にあたって、W. D.に市長とその随員に、P.での晩餐会の費用 …… フルハムの貧しい病気の兵士に対し7s.、フルハムとその途上にいる貧民へ47s. …… 船親方の奉仕、および船頭に備船の費用の支払い ……

共同狩猟役による252匹の犬の撲殺、ペストハウスに食料その他の必要品を調達するための費用、およびここに送られてきた3人の感染者のための費用など、ペスト対策のための支出もなされているが、この年度の総額は31ポンド2シリングと大きくはない。

市の借入金に関する債務証書などの作成費用（合計£43 12s. 2d.）、安息日でのミルクの販売禁止、道路でのパンフレットの販売禁止といった市会の法令や命令、浮浪者に対する通行証などの印刷に関する市の印刷業者への支払い（同£23 5s.）、またそのためのインク、紙、羊皮紙、ロウなどに対する文具商への支払い（£147 4s.）も少なくない支出だった。

市の役人を勤めた仕立商R. スミスなる人物によりマーケット・ハーバラ（レスターシャ）で説教と学校の建設を行うために400ポンドが市に支払われた。そのための説教師への支払い、学校長と神学生への支払い、貧しい家族への支払いなどの合計54ポンドも、この項目で支払われている。

大きな費目をなすのは、市の治安や防衛に関連したものである。まず2人の警備隊長（Marshall）の賃金（年間各£80）、およびその従卒に対する賃金、馬の雇い料など、合計273ポンド10シリングが、市の警備に関連して支払われている。これらの支払いの大部分は、「臨時課税の滞納金を徴収するために市会の法令により任命された委員会」が受け取った額からなされた。この受取額からは、「市の防御のために市の特権区の内と外を要塞を建設するため」の支出もなされた。この会計期、その額は2000ポンドにのぼり、「その他の支出」の中ではもっとも大きい。

もう一つの大きな費日は市の民兵の隊長（captain of militia）に対する支出である。その合計額は1260ポンドに達する。（fol. 66v-67）

1642年の4つの市会の法、および市の民兵委員会のいくつかの令状にもとづいて、市の民兵（Trained Band）の40人の隊長に選ばれた以下に名前を挙げる者に対し、その職務を遂行するにあたって軍旗その他の必要なものを調達するための費用、各£20、合計£160。

市会の法および民兵委員会の令状にもとづいて、以下の市の民兵隊長へ、部隊を伴って昼夜市街に出かけたこと、および近衛兵謁見での火薬および照明のための費用。

隊長J. B.へ、連隊長C.にしたがって1642年3月から43年の6月の間に27回にわたって出征したことに對し、£68の支払い……。

市の役職の請負に対する次のような支払いもまとめてなされている。

前市長・市参事会員O. P.に対する支払い。シティおよび特権区内におけるリネンおよび反

第3表 その他の支出内訳

| 支出項目 | £ | s. | % |
|----------|------|----|-------|
| 要塞建設 | 2000 | 0 | 24.6 |
| 民兵 | 1326 | 9 | 16.3 |
| 行政 | 778 | 11 | 9.6 |
| 議会 | 709 | 14 | 8.7 |
| テムズ川 | 651 | 10 | 8.0 |
| 遺産関連 | 649 | 10 | 8.0 |
| 石炭計量役 | 480 | 0 | 5.9 |
| 説教（師） | 279 | 8 | 3.4 |
| 訴訟／法律 | 274 | 12 | 3.4 |
| 市場／請負関連 | 178 | 13 | 2.2 |
| 一時金 | 106 | 9 | 1.3 |
| 慈善 | 82 | 1 | 1.0 |
| その他、分類不能 | 609 | 19 | 7.5 |
| 合計 | 8126 | 8 | 100.0 |

物の計量役の請負に関し、ミカエル祭までの1年分£50。

その他、干草・藁、ロウ、ニシン、チョウザメなどの計量役の請負に関しても同様な支払いがなされ、その総額はこの期、145ポンド6シリング8ペンスである。

またM. S.の遺言にもとづき、1617年の市会の法令により、白パン屋T. A.にロンドンとサザークの貧しい囚人に配給される週5ダースの白パン、1644年6月27日までの72週分£260に対する支払い£18、という例のような、小額の慈善に関連した支出もとびとびに現われる。

以上の「その他の支出」の主なものを分類したのが、第3表である。

(五) 責任解除：その三

「利子・元本償還」(19)は次のような個人からの借入に対する元本の返済と利子の支払いである。

エスクワイアM. W.へ、市の利用のため、市の債務証書で借りられた£1000の一部£500、および£1000の1643年2月2日までの6ヶ月間の利子、年£6 10s.で£32、および残額£500の1644年までの6ヶ月間の利子、同じ利率で£15 5s. 合計£548 15s.の支払い。

全部で87件あるこの項目のなかには、「金庫の貨幣の不足を埋めるため」、鉄商R.I.とぶどう酒商Mr. S. W.から、「非常に短期間、無利子で借りた£1100」を返済している例もあるが、ほとんどは6.5%から8%の利子付きの返済である。利子付き元本の全額（または一部）の償還を受けたものは32例、金額にして17164ポンド15シリング9ペンス、利子のみの支払いを受けた例は55例、総額は2138ポンド5ペンスである。借受元本の額は£3000を超えるものは3件しかなく、£1000から£2000が16件、£500から£1000までが25件、£500未満が43件であるが、大部分は£1000（10件）、£500（17件）、£200（16件）、£100（9件）といった切りのよい額である。

「新年の贈与」(20)という項目はこの期、1600年8月の市参事会法廷の命令により毎年市長の家の食料準備のために許可されている、J. ウォラストン卿に対するぶどう酒4トンの費用80ポンドが支払われているだけである。

冬季と夏季に市の役人や雇い職人に対する「仕着せ」のための支払いも、独立の項目として扱われている(21)。支払いには、「1643年のクリスマスの季節に法律顧問に届けるヤード当り21s.の上質のロンドン製赤ラシャ地、4ヤード分の代金、市参事会員Mr. T. A.へ支払い。£4 3s.」というように、仕着せの生地を購入した金額がまとめて支払われる場合と、「1643年の夏季の仕着せの布地の代わりに支払われた金額」というタイトルのもとに、個々の役人に支払われる金額が個別に書かれている場合がある。この後者は、市の役職者や雇い職人の数やランクを知る一つの手がかりになるので、整理して第4表にあげておこう。(金額は役職者各1名につき)

第4表 仕着せを受けた都市役人

| 夏季用仕着せ布地の代わりに支払われる代金 1644 | | s. | d. |
|---------------------------|---|-----|-----|
| 1 | 会計検査役 (Comptroller of the Chamber) | 53 | 4 |
| 2 | 市監査役 (City's Auditor) | 53 | 4 |
| 3 | 市書記 (Mr. Town Clark) | 53 | 4 |
| 4 | 市法務官 (Mr. Common Serjeant) | 53 | 4 |
| 5 | 収入役 (Mr. Chamberlein) | 53 | 4 |
| 6 | 狩猟役 (Common Hunt) | 53 | 4 |
| 7 | 水上監視官 (Waterbailiff) | 53 | 4 |
| 8 | 触れ役 (Common Cryer) | 53 | 4 |
| 9 | 市長裁判所書記 (Clarks in the Lord Mayors Court) (4人) | 40 | |
| 10 | 上級法廷弁護士・シェリフ裁判所判事 (Serjeant at Law one of the Judges in the Sheriff's Court) | 40 | |
| 11 | 市営事業書記 (Clark of the Works) | 32 | |
| 12 | 市役所書記 (Clark of Chamber) | 32 | |
| 13 | 市役所補佐役 (yeoman of the Chamber) (5人) | 32 | |
| 14 | 水路監督官 (Serjeant of the Channel) | 32 | |
| 15 | 地代総管理役 (Rental General) | 32 | |
| 16 | 市書記補佐役 (Mr. Town Clark's Clark) | 30 | |
| 17 | 収入役書記 (Mr. Chamberlain's Clark) | 30 | |
| 18 | 粗粉計量役 (Mealweigher) (2人) | 28 | |
| 19 | 市計量役 (Weights of this City) (8人) | 28 | |
| 20 | 歌手 (Singingman) | 28 | |
| 21 | 首席肉切り役従者 (chief Carver's man) | 28 | |
| 22 | 狩猟役従者 (Common Hunt's man) | 28 | |
| 23 | 水上監視官補佐 (Underwaterbailiff) | 28 | |
| 24 | 水上監視役従者 (Waterbailiff's man) (2人) | 28 | |
| 25 | 水路監視役補佐 (yeoman of the Channel) | 28 | |
| 26 | 埠頭監視役 (yeoman of the Woodwharf) | 28 | |
| 27 | 専属印刷業者 (City's Printer) | 28 | |
| 28 | 左官親方 (Mr. Plasterer) | 28 | |
| 29 | 大工親方 (Mr. Carpenter) | 28 | |
| 30 | 鉛工親方 (Mr. Plumber) | 28 | |
| 31 | 石工親方 (Mr. Mason) | 28 | |
| 32 | レンガ工親方 (Mr. Bricklayer) | 28 | |
| 33 | 門番 (Waits) | 28 | |
| 34 | よそ者監督役 (Foreigntaker) | 28 | |
| 35 | 触れ役従者 (Common Cryer's man) | 28 | |
| 36 | 市法務官書記 (Mr. Common Serjeant Clark) | 26 | 8 |
| 37 | 狩猟役第二従者 (Common Hunt for his second man) | 26 | 8 |
| 38 | 法律顧問書記 (Mr. Recorder's Clark) | 26 | 8 |
| 39 | ムアゲイト運搬役 (Porter of Moorgate) | 22 | |
| 40 | 太鼓手 (City's Drum) | 20 | |
| 41 | 笛手 (City's Fife) | 20 | |
| | 総額 | £95 | 8d. |

48の役職、58名に対して、仕着せの代金が支払われている。市長、シェリフ、市参事会員などの最も重要な役職者はここには含まれていない。有力市民のなかから毎年の選挙で選ばれるこれらの役人とは異なって、ここに登場するのは、市の行政・司法・立法の諸

業務を継続して担当する専門の役人であり、いわば市の官僚機構の中核部分を示すものといつてよい。市書記、法務官、収入役などの重要な職務に、これを補佐する数名の実務役人がいるが、これは都市の業務が拡大し複雑化してきたことの現われであろう。都市の諸業務に実際に携わった役人の数はこれにつきるものではないことは、「その他の支出」の項の記述からも明らかであるし、17世紀前半までにロンドンは、170以上の役職、500人近い役人を抱えるようになっていたともいわれる。この点については別途検討が必要となる²²⁾。だが都市とその財政の規模と比較するなら、この役人組織はかならずしも大きいとはいえない。これはこの時代のロンドン市の特徴を考える上で見逃すことのできない点の一つである。

「差引・免除額」(22)は全部で40件ある。王領地に関して収入役書記が余分に収入役に払い込んだ額の返済額(£17 16s.)や、会計監査にあたった会計役人たちへの手当(£17 13s.)が金額的には大きいのが、数の上で圧倒的に多いのは、地代の減免に関するものである。

チープサイドの建物に関して、この年度の地代帳でE. G.が負う£20のうちの£15は、この家が別人に貸し出されているため受け取ることができない。協定により彼に£15を免除。

近衛兵連隊謁見場所にある建物に関して、この年度の地代帳でE. P.が負うとされる£4は、彼が非常に貧しいので受け取ることができない。

「利付貸付金」(23)は、1643年12月付けの市参事会法廷の命令により、孤児となった文具商の娘と結婚したナイトのA. H.に、1644年12月まで年利6%で貸し付けられた例が1件あるのみである。返済にあたっては、ロンドンのナイトD. C.と仕立商H. P.が保証人となり、さらに結婚した娘の分与財産の一部として金庫に預けられている400ポンドが保証金としてそのまま金庫に残されることとされた。

「孤児財産」(24)は、この期に孤児たちに払い出された額、「孤児養育費」(25)は孤児財産を金庫に預けている孤児に対して生活や教育のために払い出された額である。いずれも総額しか記載されていない。この資金の収支は既述の二つの会計簿の他に、「ギルドホールのインナー・チェンバーに保管されている」市参事会議事録(Repertories)、および孤児財産受取役が作成する「返済帳(Acquittance Books)」に記録されているとも書かれている。

第1表の26～29の項目は、責任賦課の部分にも記されている4つの慈善基金からの支出である。J. フィルポットの基金(26)からの支出は4件のみで、ルイス(サセックス州)の教会付き牧師への年金と、「8人の貧民男性、5人の貧民女性に対する1日1d.の施し」(£25 6d.)が主なものである。J. カーペンターの基金(27)からは6件で、ほとんどは4

22) ロンドン市の役人について、詳しくは坂巻、前掲書、328-34ページ。次のような記録には、都市の役人へのより詳細な給与・賃金等の支払いが記録されている。CLR., MS. POOR 35B. また一般に都市の官僚機構の未発達については、中野『近世都市』第10章も見よ。

人の子供が学校へ行くための靴などの必需品と現金の支給（£21 16s.）に当てられている。J. レインウェルの基金（28）からの支払いは7件だが、慈善に関連するものはなく、この遺贈財産からの地代収入の徴収人（rentgatherer）への支払いの他、ロンドン橋の通行税免除やサザークの徴税請負料のための市参事会員やシェリフへの支払いといった、市財政に直接関連した支出に使われている。これに対し、J. コステンの遺贈基金は、その遺言書の指示通り、「最近建設された市の石炭貯蔵所で購入された」石炭を教区の貧民に毎週配給するための費用に当てられている。

「フィンズバリの地代からの支出」（30）に現われる11件は、このマナの経営に関連した費目である。そのなかでもっとも大きいのは、地代の未徴収分に対する支払い免除（allowance）であり（£139）、作業監督に支払われた晩餐費（£26 12s. 5d.）、マナの荘管に対する支払い（£24）などがその主なものである。

以上の責任解除額の合計（31）を責任賦課額（9）から差し引いたものが、余剰の現金として翌年度の収入役に引き渡される繰越額（32）である。

会計簿にはその後に、「王領地の売却に関する会計」（33）という項目が現われる。国王ならびに枢密院メンバーとロンドン市（mayor and commonalty and citizens）の間で1627年1月3日および1628年5月29日の二度にわたって結ばれた契約にしたがって、ジェームズ一世とチャールズ一世の時代に国王に対してなされた125000ポンドを超える債務を支払うために、ロンドン市の利用に資すべく、いくつかの王領地の単純不動産権が譲渡された²³⁾。この「会計」とは、市によるこの土地の一部の売却に関するものである。だがこの会計期には売買はなされなかったらしく、「責任賦課」の部分はゼロであり、「責任解除」の部分に売買に関する訴訟費用として小額の出費が記載されているだけである。

最後に、この「会計」を加えた最終的な責任賦課額、責任解除額が差引きされ、その差額が、「市長と市民」に会計担当役人が責任を負う額として、監査役の承認を受けている（36～42）。（fol. 82）

（六） 債権と債務

責任賦課・解除に関する記述は以上で終わるが、その後に、累積した債権と債務のリストが続いている。これはロンドン市の財政の実態を知るのに不可欠な部分である。

（A）市の債権

まず最初にあげられているのは、「貸付金と利子」（44）である。この項目は全部で57件、平均すると1件当たり1195ポンド、総額（会計簿には記載されていない）にして7万ポンド近くにも達する。このなかには、次のような有力市民に対する個人的貸付の例がある。

23) この譲渡については、Ashton, Robert, *The Crown and the Money Market 1603-1640* (Oxford): at the Clarendon Press, 1960), chap. VIが詳しいが、別稿で改めて検討する。

小間物商の故H. S.およびロンドン・ジェントルマンの故J. S.、その遺言執行人は、以前彼らに市参事会法廷の同意により、1641年10月10日までの6ヶ月間貸付けられた£200の残額£100ならびに1644年4月までの3年間の利子、年£7で£21、合計£121（の債務を負う）。

これは、市の金庫が有力な商人や企業家に経済活動に必要な資金の融資を行う金融機関としての機能を果たしていたことを推測させる例のようにも思われる。だが少なくともこの年度の会計簿から判断する限り、こうした例はせいぜい10件程度で、その額も数百ポンドの比較的小額のものである。市金庫の債権の大部分は、経済活動とは直接関連のない目的から生じたものであった。例をあげてみよう。

……1622年2月6日に以下の市参事会員により国王に貸し付けるための資金£3950が市参事会法廷の命令により、以下の市参事会員の名前で（金庫から）支払われた。前記の土地の会計記録はこの貸付金に対する年£10の利子として残額£1450を債務として負う。すなわち、ナイト・市参事会員の故B.には£2000に対する1622年3月15日までの5年間の利子£1000、前市参事会員の故W. H.には£400に対する1623年6月6日までの5年間の利子£200、前市参事会員の故R. H.には1622年3月24日までの5年間の利子£250、合計£1450。

この文言だけからその意味を正確に理解することは容易でないが、この債務が国王への貸付をめぐって生じたものであることは明らかである。ロンドンには17世紀前半、国王より数度にわたって貸し上げを迫られた²⁴⁾。この貸付の資金の調達にあたっては、ロンドン市の金庫がこれを提供した。この例に見られる「債権」はおそらく、金庫より市参事会員に貸付けられた資金に対する利子が、当人の死亡により未払いになったため生じたものと推定される。ロンドン市民に対する債務の累積を清算するため譲渡された王領地の売却にあたっては、特別の委員会が設けられた。「債務」にはこの売却に際しての未収金も含まれている。

仕立商W. P.およびJ. P.、なめし皮商E. F.およびD. H.反物商R. D.は、国王により譲渡された土地売却のために任命された委員会により売られた様々な土地の購入に当り、また故R. P.氏、故R. H.氏、および市の前収入役R. B.……らに市の利用に資するために前記委員会により売却された永代地代付き自由保有地に関し、市に対し£12021 18s. 4d.の債務を負う。これについては前収入役R. B.の会計簿のその他の支払いの項に記録されている。すなわち、32年価値の£3044で売られたヨークシャのW. マナ……ドーセット州のC. マナ、£1700……ペンブルック州の農場……36年価値で£6377 17s.……。

ロンドン橋管理長官（Bridgemasters）への総額2000ポンドの債権を別にすれば、利子付き貸付金のほとんどは、国王への貸付けにあたって市金庫から市参事会員らに貸付けられた貨幣の残額や利子、王領地の売買に関連した利子や未払金といったものになっていたといつてよい。

「役職免除料等未収金」(45) は文字通り、市参事会員職およびシェリフ職の免除に対す

24) Cf. Ashton, *op. cit.*, esp. pp. 22-7; 仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』（法律文化社、1976）、29-42ページ。

る許可料から生じた債務である。全部で38件、平均303ポンド、総額は1万ポンドを超えている。

「リース更新料等未収金」(46)は、全部で66件、平均して54ポンドであるが、その債務の額は、家屋、埠頭、鍛冶屋の炉の借受一時金の残り半分(£333 6s. 8d.)の債務を負う寡婦、聖ローレンス通りの倉庫付きの大きな屋敷地と付属物の借受一時金£500の残額£100の債務を負うナイト・市参事会員から、フリートブリッジの2店舗の借受一時金£10の残額(£3 6s. 8d.)の債務を負う公証人にいたるまで多様である。小間物商H. H.が「市内の香辛料その他の商品の選別役」という役職請負権の借受一時金£2000の残額(£200)の債務を負う、という1件の例外を除けば、すべては土地、家屋、店舗、埠頭などの不動産に関わる債務である。(45)の債務の場合とは違って、生活や営業に直接関わる不動産の一時金であったため、その債務者の職業は、仕立商(8人)、小間物商(6人)、織物加工業者(4人)、反物商(3人)、金匠(3人)をはじめとして、33種類に及んでいる。

「その他、市への債権」(47)は、39件、総額5万ポンドを超える債権額が記録されている²⁵⁾。主な項目の一つに、次のような地代の未収金がある。

数名の個人はフィンズバリのいくつかの宅地・庭に対する地代・免役地代に関して1644年の地代帳に見られる通り£503 18s. 2d.の債務を負う。そのうち£337 18s. 4d.は焦付き(separate or lost rents)であり、したがって健全な債権は£165 19s. 11d.である。

市の役職の請負に関する次の例のような債権も11件ある。

A. W.とT. P.は、ロンドン市内とサザーク内での新・旧毛織物の検査役に関し、1636年お告げの祝日までの半年間の請負料£60の債務を負う。

しかし地代(合計2339ポンド)も請負(合計2280ポンド)も、この債権の項目全体から見るとそれぞれ4.8%と4.5%を占めるに過ぎない。圧倒的に大きな比重を占めるのは、国王に対する債権である。一つは次に示す例のように諸々の軍事的支出に関するもので、これらは「軍事的目的の収支書(the Account for Martial Causes)」に記録されていた。

軍事目的の会計簿は市金庫から支出された£3280 19s. 2d.の債権をもつ。すなわち、国王陛下のために1624年に市内で兵士を徴発するための費用、食事、燃料、活動費、同じく1625年5月、1000人の兵士の徴発にあたっての同様な費用。……2000人兵士の徴発に関し、前収入役C. F.の会計簿にある通り、国王から£333 6s. 8d.だけ受け取ったが、なお不足する額。市参事会法廷の命令により前収入役R. B.を介して……市内で徴発された1000人の兵士を国王陛下に奉仕するために引き渡した隊長E. W.への支払い£100、合計、£3380 19s. 2d.

軍事支出に関する債権にはその他に、「市会の条例に基づいて、市の安全を守るために特権区の内外に要塞を作るために」支出された1万ポンド以上の費用、民兵の制服や訓練あるいは彼らによる夜警ための費用、火薬の購入費(£2645)などが含まれている。「軍

25) 最後の2件は「前収入役の会計簿に記載されているが、もはや継続して記録するには不適切な債権」とされ、金額は記載されていない。またシリング以下の文字が解読不明のものも2件ある。

事目的」に関わる債権をあわせて26888ポンドに達し、「その他の債権」の53.3%を占めている。

もう一つの項目もやはり国王への奉仕に関連した債権である。

1626年9月5日付けの市会の条例に基づき、国王陛下への奉仕のために数隻の船を海上に装備するため金庫から£11000が払い出された。市参事会法廷の命令によりこの費用をまかなうために市内で徴収された貨幣の収支を担当する財務役人が任命された。財務役人の手元に償還された貨幣は収入役C.F.の会計簿……に記録されているが、勘定書にはなお£9334 16s. 8d.の残額がある。(fol.95)

ロンドン市とその市民は、海上での奉仕や船舶の提供を通じても国王への貢献を迫られた。それに対する未払いから生じた債権は総額17218ポンドで、全体の34.1%を占めている。

「金銀食器・宝石等」(48)は、金庫に保管されている金銀器類、ダイヤモンド、真珠、サファイア、市の紋章などの目録であるが、価格は一切記されていない²⁶⁾。なかには、

2つの大きな316オンスの鍍金製ポット、これは市参事会員を勤めたことのあるJ. B.が市参事会員と市長の役職免除料の一部として(提供したものである)。

という例のように、貨幣の代わりとして市に支払われたものもあるが、大部分は寄贈を受けたり「市長から市長へ」引き継がれた市の資産だったと思われる。市が一般市民の貴金属等の貴重品を保管する金庫の役割を果たしていたことを示す例は見出せない。

(B) 「市の債務」(49)

会計簿の最後には、市が負う債務が列挙されている。債務には全部で79件の項目が記載されている。総額は書かれていないが、合計するとほぼ22万ポンドにも達する。そのうちの圧倒的部分(79.3%)を占めるのは、最初に記されている「様々な孤児に対する債務」である。これを除くと、大部分は次のような個人からの借入である。

ロンドン商人H. M.とロンドン、ブラックフライアの仕立て屋F. T.に対し、市の債務証書により市の利用のため、1644年2月16日までの6ヶ月間、年£6 10s.で彼らから借り入れた£516 5s.の債務を負う。

これらの債権者は、5例を除き、すべてロンドンもしくはミドルセックス州の住人(法学院のジェントルマン3人含む)である。借受け期間は71件のうち5件だけが3ヶ月、残りは6ヶ月である。利子は年利6%から法定利子率の上限である8%まで幅があるが、7%が43%を占めて最も多く、次いで8%が29%、7.5%が12%を占めている。個人からの借入だけで、4万ポンドを超える資金が調達された。

これらの債務がどのような階層からなされたかを示したのが次の第5表である。市参事会員やジェントルマンが高額の貸付を行っていたのは当然といえるが、債権者にはもっと

26) 1661/2年の会計簿では、この項目は総額1650ポンドと金額が記されている。中野「財政史料」、249ページ。

第5表 累積債務の個人貸付

| | 件数 | 総額(£) | % | 平均(£) |
|---------|----|-------|-------|--------|
| 市参事会員 | 4 | 4150 | 9.1 | 1037.5 |
| エスクワイア | 6 | 3412 | 7.5 | 568.7 |
| ジェントルマン | 12 | 7492 | 16.5 | 624.3 |
| ナイト | 2 | 1346 | 3.0 | 673.0 |
| 手工業者 | 9 | 3306 | 7.3 | 367.3 |
| スピンスター | 5 | 2898 | 6.4 | 579.6 |
| 寡婦 | 13 | 4075 | 9.0 | 313.5 |
| 水夫 | 2 | 1452 | 3.2 | 726.0 |
| 商人 | 7 | 3414 | 7.5 | 487.7 |
| 食料商 | 2 | 932 | 2.0 | 466.0 |
| 小間物商 | 3 | 1034 | 2.3 | 344.7 |
| クック卿遺産 | 1 | 5175 | 11.4 | 5175.0 |
| その他 | 12 | 6801 | 15.0 | 566.8 |
| 合計 | 78 | 45487 | 100.0 | 583.2 |

幅広い層が含まれている。とりわけ寡婦や独身女性の多さが目に付く²⁷⁾。これらの人々にとって、市への貸付はなお有利な資金の運用方法だったのかもしれない。

(七) ロンドン市の財政状態 1643/4年—まとめ—

会計簿は他の都市と同様、ロンドン市の研究にとっても多くの情報を提供する魅力的な史料である。「収入」の諸項目は、都市自治体としてのロンドンの性格を知る上で不可欠な財政的基盤とその変化を明らかにする。また「支出」の諸項目には、ロンドンが直面した政治的、経済的、社会的変化が映し出されている。だが以上の紹介からも判明するように、会計簿は扱うことのきわめて困難な史料でもある。大雑把な項目別の分類はなされているが、同じ種類の収入や費目とみなしうるものが、しばしば別の項目に分かれて書かれている。収入の源泉と支出目的の間の関連性も乏しい。なによりも混乱を生じさせやすいのは、都市の資産や特権からの収入と、貸付・借受による資金の勘定とが入り混じって記録されていることである。会計簿は市の金庫に払い込まれ、そこから払い出される（あるいはその予定の）現金についての記録であり、それに関して市長と市民に個人的に責任を負っている収入役の立場から書かれた記録であって、われわれの関心に直接回答を与えてくれるものではない。

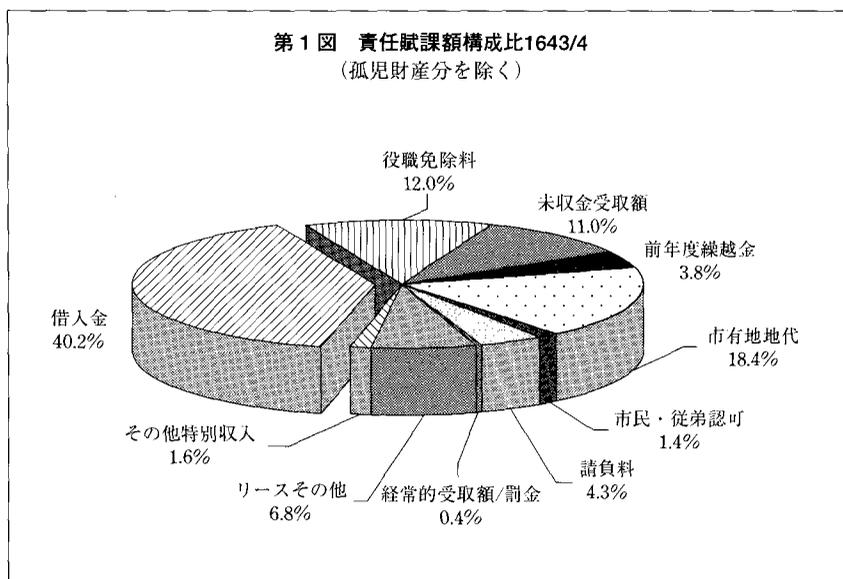
それでも、この時代のロンドンがおかれた財政状況の大枠は会計簿からも歴然としている。収入役が扱う現金の額はこの時期、地方都市の規模を大きく超えて6万ポンドにも達

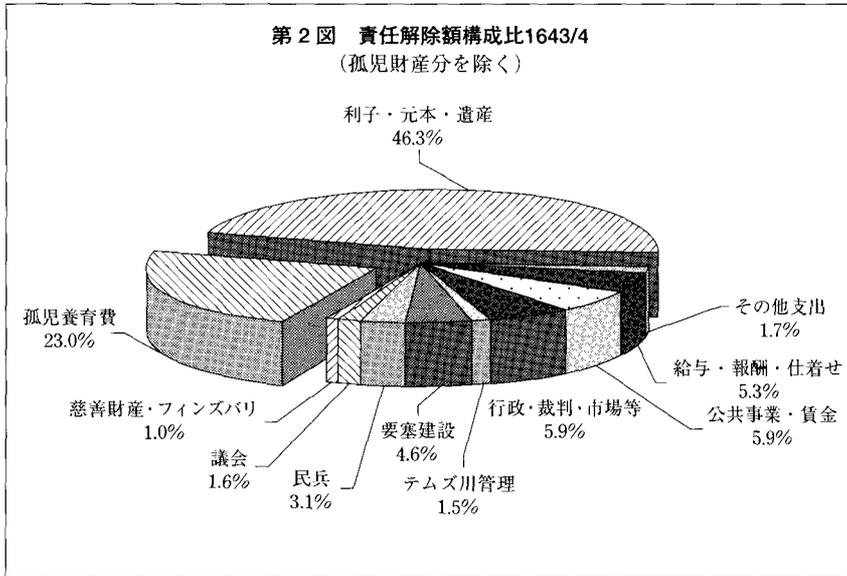
27) 表中、クック卿の遺産とあるのは、国璽尚書E. クックの遺言執行人による貸付けである。またその他には、T. サットン²⁸⁾の遺言により毎年10人の若い商人に無利子で貸し出される1000ポンド、王領地売却金の過剰受取額2529ポンド、1638年疫病の打撃を受けた貧民を救済するために徴収された基金の余剰額などが含まれる。

した。収支の規模をこれだけ膨れ上がらせた直接の要因は、孤児財産の（実質的な）借入と返済（および利子支払い）である。これほど強く孤児財産に依存せねばならなかったのは、財政基盤の弱さにあった。

次の第1図は、この孤児財産を除き、その他の項目について、「責任賦課額」の構成比を図示したものである。

この図は、この時期のロンドン財政の脆弱な基盤を如実に物語っている。市民の共同体としての中世都市にとってもっとも基本的な財政源のひとつであるはずの市民の認可料や徒弟の登録料は、財政収入の全体から見れば無視しうるほどのものでしかない。もっとも安定した「経常的な」財政収入をもたらす市の所有不動産からの定期的収入は、新規のリースやリースの一時金からの収入を含めても、孤児財産を除く全体のせいぜい36%を占める程度である。役職の請負料は一定の安定した収入をもたらしたとしても、それが市の財政に寄与するところは、少なくともこの時点ではわずかなものでしかなかった。役職免除に対する罰金の徴収はかなりの収入をもたらした。しかし実質的に富裕市民に対する一種の強制課税ともいえる財源捻出方法には限界があった。もし「市民」であることの便益が、このような財政負担を担う費用を下回るようになるなら、富裕な住人はシティに住むことも、そもそも市民権を得ることも望まなくなるであろう。その結果、財政の基盤はますます縮小することになる。第1図で四割以上を占めているのは、こうした市の本来の財政源からの収入ではなく、市民からの借入である。孤児財産も結局のところ、利子を支払い、その元本は将来償還せねばならない借入にすぎなかったから、この時期のロンドン市





の財政は、大部分が「借金」によってかろうじて運営される極端に不安定な状態にあったと結論してよい。

だがなぜ孤児財産や借入による莫大な資金が金庫に流れ込むことを必要とするほど、ロンドン市の財政は膨張したのだろうか。第2図は、第1図と同様に孤児財産分を除き、責任解除額を筆者自身の分類によって整理し直してみたものである。圧倒的な比重を占める孤児財産の償還分を除いても、孤児養育費（これも事実上の利子支払いである）を含めれば、年々の支出全体の7割近くを債務や利子の返済が占めるこの図は、ロンドン市財政の拡大を招いた直接の要因が何であったかを端的に明らかにする。すなわち、借入そのものが高額な利子の支払いとともに財政の負担をさらに増加させる、というおなじみの悪循環である。だがこの図は、そもそもこの悪循環がなぜ生じるようになったのか、その原因については多くを語らない。ロンドンの急速な拡大に伴って、いわば都市経営のコストが増大したことにその理由の一つは求められるかもしれない。第2図にみられる水道や清掃その他の公共事業やサービスに関連した支出、都市業務の拡大に伴う行政費や役職とその報酬などの増加は、この推測がある程度妥当することを示している。だが総額8000ポンドを超えるそれらの支出も—絶対額では地方都市のそれを大きく凌駕しているにしても—あわせても全体の2割を占める程度で、財政の拡大をもたらした決定的原因だとはいえそうにない。また責任賦課額や責任解除額がロンドン市財政の実態を伝えるものでないことも、本稿で触れてきたとおりである。

ロンドン市の財政の実態を掌握するために注目せねばならないのは、年々金庫を出入り

する現金（責任賦課・解除額）よりもむしろ、債権と債務の累積額である。それらは前者を大幅に上回り、それぞれ13万ポンド、22万ポンドにもなった。債権を9万ポンドも上回る累積債務は、ロンドンの財政が—少なくとも会計簿に記載された数値からみれば—破綻したと見てよい状態にあったことを端的に示している。累積債務の圧倒的部分を占めるのも、孤児への債務である。しかし財政の膨張と悪化の原因を知る上でより重要なポイントはむしろ債権の側にある。累積債権の4割近くは、王国の統治や防衛にあたってロンドン市が負担した費用の未払い分が占めていた。第2図にも窺われるように、ロンドン市は軍隊や軍艦の提供、治安維持、要塞建設などに要する多額の費用を、王室財政に代わって負担することを強いられた。累積債権に見られるロンドン市からの市民への貸付金未払いの多くも、国王財政の要求から生じたものだった。国王によるロンドン市民からの度重なる借り上げは、ロンドンの金庫を通じて行われた。ロンドン市金庫は国王とロンドン市民の間に立って、その資金を仲介したのである。その過程の詳細な検討については別稿を用意せねばならないが、この期の会計簿が物語るもっとも印象的な事実の一つは、このロンドンと王権の強固な結びつきである。財政拡大の—またおそらく悪化の—最大の要因も、王室財政や国政へのロンドン市の関与が格段に深まったことにあるといわねばならない。

しかしロンドンの金庫は、ある都市住人（またはその関係者）にとって別の機能と意味をもっていたことを会計簿は教える。それが果していた「銀行機能」を過度に評価することは控えるべきであるが、孤児や寡婦、独身女性といったグループには、ロンドンの金庫は自分の資金を有利に運用する数少ない機会を提供した。彼らにとって、ロンドン金庫は—その実態を知らないかぎり—もっとも安全で確実な「預金銀行」と写ったとみることができる。

われわれの目には複雑で混乱しているとさえ見える会計簿の記録は、このようにロンドン金庫が様々な機能を担うようになった実態の一部は反映するものだといえよう。

（本稿は、文部省科学研究費一般研究（c）、および早稲田大学特定課題研究費による研究の一部である）